



新潟県公報

平成26年
9月30日(火)
号外
第55号

目次

規 則

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部改正…………… 1
- 肥料取締法施行細則の一部改正…………… 2

規 則

新潟県規則第四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

新潟県知事 福田 富一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年新潟県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(一)を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(一)に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に

「配偶者」を「特定配偶者(配偶者)」に改める。

別記様式第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記様式第七号中「支給給付」を「支援給付」と、「に調査を嘱託し」を「、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」と、「調査嘱託」を「調査」と、「官公署又は」を「官公署等又は」と改める。

別記様式第十一号から別記様式第十四号までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(昭和三十八年栃木県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改める。

(栃木県訓練手当支給規則の一部改正)

第三条 栃木県訓練手当支給規則(昭和三十五年栃木県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第四条 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則(昭和三十五年栃木県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改める。

(栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第五条 栃木県県営住宅条例施行規則(平成九年栃木県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県規則第四十一号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和三十九年栃木県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

別表6の項中「飼料として生僻ひれた空理券又は出糞肉理券を」を削る。

別記様式第一号を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経営技術課)